

ひたちなか市体育施設指定管理者業務仕様書

ひたちなか市総合運動公園，那珂湊運動公園，六ッ野スポーツの杜公園グラウンド，西原公園グラウンド，東石川第4公園グラウンド，松戸体育館，那珂湊体育館，那珂湊第二野球場，武道館，市営プール，運動ひろば，西原公園グラウンド（第2），後野グラウンド，大平クロッケーコート（以下「体育施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は，この仕様書に定めるところによる。

1 趣旨

本仕様書は，体育施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 管理運営に関する基本的な考え方

- （1）体育施設は市民の健康づくり及び生涯スポーツの振興並びに市民相互の交流の場である。各施設の設置目的や公の施設としての特性を十分に理解した上で管理運営を行うこと。
- （2）創意工夫に基づいた管理運営により，施設の効用を最大限に発揮するとともに，利用者の利便性向上と安全で快適な環境の提供に努めること。
- （3）地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させるとともに，利用者の平等な利用を確保すること。
- （4）個人情報の適切な保護措置を講ずること。
- （5）管理運営業務の全てを委託してはならないこと。
- （6）効率的な管理運営により，経費の節減を図ること。

3 指定期間

指定期間は，令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

4 施設の概要

各施設の概要は別表第1のとおりとする。

5 管理の基準

各施設の開設期間，使用時間及び休日は次のとおりとする。指定管理者が利用者から徴収する使用料の金額等の詳細については，別添の設置及び管理条例を参照のこと。なお，指定管理者は，特に必要があると認めたときは，市長の承認を得て，開設期間，使用時間及び休日を変更することができる。

（1）開設期間

①総合運動公園

市民球場	4月1日から11月30日まで
総合体育館	通年
陸上競技場	通年
テニスコート	通年
レクリエーション広場	通年
スポーツ広場	通年

②那珂湊運動公園

第一野球場	3月1日から11月30日まで
テニスコート	通年
多目的運動広場	通年
相撲場	通年
ジョギングコース	通年
冒険広場	通年

③都市公園関係

六ッ野スポーツの杜公園グラウンド	通年
西原公園グラウンド	通年
東石川第4公園グラウンド	通年

④体育館関係

松戸体育館	通年
那珂湊体育館	通年

⑤那珂湊第二野球場

通年

⑥武道館

通年

⑦市営プール

馬渡プール	7月1日から8月31日まで
枝川プール	7月1日から8月31日まで
佐野プール	7月1日から8月31日まで

⑧運動ひろば

石川運動ひろば	4月1日から11月30日まで
テニスコート	通年
津田運動ひろば	4月1日から11月30日まで
テニスコート	通年
佐野運動ひろば	4月1日から11月30日まで

⑨その他の施設

西原公園グラウンド（第2）	通年
後野グラウンド	通年
大平クロッケーコート	通年

（2）使用時間

①総合運動公園

市民球場

夜間照明施設を使用しない場合

4月1日から8月31日まで	午前9時から午後5時まで
9月1日から11月30日まで	午前9時から日没まで

夜間照明施設を使用する場合

4月1日から11月30日まで	午前9時から午後9時まで
総合体育館	午前9時から午後9時まで
陸上競技場	午前9時から午後9時まで
（専用使用以外の使用の場合）	午前9時から日没まで
テニスコート	午前9時から午後7時まで

レクリエーション広場	午前9時から午後9時まで
スポーツ広場	午前9時から午後7時まで
②那珂湊運動公園	
第一野球場	午前9時から午後7時まで
テニスコート	午前9時から午後9時まで
多目的運動広場	午前9時から午後7時まで
相撲場	午前9時から午後7時まで
ジョギングコース	午前9時から日没まで
冒険広場	午前9時から日没まで
③都市公園関係	
六ッ野スポーツの杜公園グラウンド	午前6時から午後5時まで
西原公園グラウンド	午前6時から午後5時まで
東石川第4公園グラウンド	午前9時から午後5時まで
④体育館関係	
松戸体育館	午前9時から午後10時まで
那珂湊体育館	午前9時から午後10時まで
⑤那珂湊第二野球場	午前9時から午後6時まで
⑥武道館	午前9時から午後10時まで
⑦市営プール	
馬渡プール	午前9時から午後5時まで
枝川プール	午前9時から午後5時まで
佐野プール	午前9時から午後5時まで
⑧運動ひろば	
石川運動ひろば	
夜間照明施設を使用しない場合	午前6時から午後5時まで
夜間照明施設を使用する場合	午前9時から午後9時まで
テニスコート	
夜間照明施設を使用しない場合	
5月1日から8月31日まで	午前6時から午後6時まで
上記以外の使用期間	午前6時から午後5時まで
夜間照明施設を使用する場合	午前9時から午後9時まで
津田運動ひろば	午前6時から午後5時まで
テニスコート	午前6時から午後6時まで
佐野運動ひろば	午前6時から午後5時まで
⑨その他の施設	
西原公園グラウンド（第2）	午前9時から日没まで
後野グラウンド	午前9時から日没まで
大平クロッケーコート	午前9時から日没まで

（3）休日

各施設の休日は、毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が月曜日に当たるときは、その翌日）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）とする。ただし、専用使用を許可した場合は、この限りでない。

6 関係法令の遵守

体育施設の管理運営に当たっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等を遵守すること。

なお、法令等に改正があった場合は、改正後の内容を遵守するものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 労働関係法令（労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等）
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- (4) ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例（平成22年条例第2号）
- (5) ひたちなか市都市公園設置及び管理条例（平成6年条例第99号）
- (6) ひたちなか市体育館設置及び管理条例（平成6年条例第132号）
- (7) ひたちなか市那珂湊第二野球場設置及び管理条例（平成6年条例第155号）
- (8) ひたちなか市武道館設置及び管理条例（平成6年条例第145号）
- (9) ひたちなか市営プール設置及び管理条例（平成6年条例第139号）
- (10) ひたちなか市運動ひろば設置及び管理条例（平成6年条例第140号）
- (11) ひたちなか市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）
- (12) ひたちなか市情報公開条例（平成12年条例第1号）
- (13) ひたちなか市行政手続条例（平成8年条例第16号）
- (14) ひたちなか市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第10号）
- (15) ひたちなか市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）
- (16) その他関係法令

7 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。なお、指定管理者が自ら業務を履行することを原則とするが、専門的知識又は経験等を必要とする一部の業務については、市の承認を得て専門の事業者へ委託できるものとする。

また、市では、令和8年4月から、公共施設の維持管理業務を建物管理の専門事業者に一括して委託する「包括管理業務委託」の導入を予定している。このため、原則として、「(4) 施設及び設備、備品等の維持管理」及び「(5) 施設及び設備の修繕」に該当しない施設等の維持管理業務は、包括管理業務委託の受託者が行うこととなる。ただし、最終的な業務範囲については、詳細協議により決定することから、この指定管理者の公募時点において包括管理業務に移行する予定の業務であっても、指定管理者の業務として実施する場合がある。

(1) 管理運営体制の整備

体育施設の管理運営に支障がないよう、必要な体制を整備するとともに、次に掲げる事項を遵守すること。

- ア 各施設の管理責任者を選任すること。
- イ 各業務における責任体制を確立すること。
- ウ 指定管理者が行う業務が適正かつ円滑にできるよう、業務内容に応じて必要な職員を配置すること。
- エ 職員の勤務形態は、労働基準法を遵守すること。
- オ 職員に対し、必要な研修を行うこと。

(2) 施設の使用許可

- ①使用申請の受付及び使用の許可

- ア 各施設の設置及び管理条例並びに同施行規則に基づき、使用申請の受付、申請書の受理、使用の調整、使用の可否の決定及び許可書の交付を行うこと。
- イ 使用申請の受付等は、各運動公園及び体育館事務所で行うこと。
- ウ 受付窓口は、休日を除き午前9時から午後9時まで開設すること。
- エ 専用使用に係る受付期間は、使用日の1カ月前から7日前までとすること。また、個人使用の予約については、使用予定日の6日前から前日までとすること。

(3) 使用料の徴収、減免、還付及び納付

使用料の徴収又は収納に関する事務は、地方自治法第243条の2に基づき、指定管理者に委託するものとする。また、各施設の設置及び管理条例並びに同施行規則に基づき、使用料の徴収、減免及び還付に関する手続きを行うこと。

(4) 施設及び設備、備品等の維持管理

体育施設の適正な運営のため、次に掲げる管理業務を行うこと。

- ① 諸設備の保守管理
 - ア 備品等の保守管理業務
 - イ 防火対象物定期点検報告（年1回）業務
- ② 施設全般の巡視点検
- ③ 廃棄物の収集運搬処理
- ④ 植栽の管理
- ⑤ 付帯施設（駐車場・駐輪場）の管理

(5) 施設及び設備の修繕

下記の施設における、経年劣化に伴う施設及び設備の修繕であって、その修繕に係る費用が1件当たり500万円（税込）を超えない小規模修繕については、指定管理者が実施すること。

- ①都市公園
 - ア 六ッ野スポーツの杜公園グラウンド
 - イ 西原公園グラウンド
 - ウ 東石川第4公園グラウンド
- ②運動ひろば
 - ア 津田運動ひろば
 - イ 佐野運動ひろば
- ③その他の施設
 - ア 西原公園グラウンド（第2）
 - イ 後野グラウンド
 - ウ 大平クロッケーコート

(6) 備品等の修繕

- ア 経年劣化に伴う備品等の修繕であって、その修繕に係る費用が1件当たり500万円（税込）を超えない小規模修繕については、指定管理者が実施すること。なお、この場合の修繕費は、市が支払う指定管理料の中で賄うものとし、修繕費の累計額が年度予算を超える場合には、市と協議すること。
- イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた施設、設備及び備品等の修繕は、指定管理者の負担において実施すること。

8 非常事態時の対応

(1) 非常事態時の初期対応

体育施設において、災害、事故又は犯罪等の非常事態の発生が予想されるとき又は発生したとき（事態が緊急を要する場合においては、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を優先して講じた後）は、速やかに消防署又は警察署等の必要機関に通報するとともに、市に報告し、その指示を受けること。

(2) 災害時における避難所の開設・運営

総合体育館及び松戸体育館については、市が定める地域防災計画における指定避難所となっていることから、災害時は市の求めに応じて避難所の開設及び運営に協力すること。

(3) 緊急時対応体制の整備

非常事態や災害の発生に備え、マニュアル及び緊急連絡網の作成等、緊急時に対応できる体制をあらかじめ整備しておくこと。

9 原状回復義務

(1) 指定管理者は、施設等を変更しようとするときは、あらかじめ市と協議すること。また、指定管理者の指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、市の指示するところにより、その管理を行わなくなった施設等を原状に回復するものとする。

(2) 指定管理者は、指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設等を毀損、損傷又は亡失したときは、市の指示するところにより原状に復し、又は損害を賠償するものとする。

10 指定管理者の賠償責任

指定管理者は、体育施設の管理業務の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

11 指定管理業務に係る経費

市が支払う指定管理料の金額、支払時期及び支払方法は、市と指定管理者の協議により決定し、会計年度ごとに協定で定めるものとする。また、指定管理料は、各年度の実績報告に基づき精算するものとする。

12 物品の帰属等

(1) 市が、指定管理者に対して、指定管理料により物品を購入させ、又は修繕により資産を取得させることとなる場合は、その物品又は資産は、市の所有に属するものとする。

(2) 指定管理者は、市の所有に属する物品については、ひたちなか市財務規則（平成6年規則第41号）に基づいて管理を行うものとする。

13 備品物品等

備え付けの備品、物品等は別途提示する。

14 事業計画及び業務報告等

(1) 事業計画書の作成

指定管理者は、会計年度ごとに事業計画書を作成し、市が指定する期日までに提出すること。

(2) 業務報告書の作成

ア 指定管理者は、各施設の利用状況及び使用料の収入状況等を記載した業務日報を作成すること。また、市が指定する期間保管し、市の求めに応じてこれを提出すること。

イ 指定管理者は、月毎の各施設の利用状況及び使用料の収入状況等について、業務報告書を作成し、市が指定する期日までに市に報告すること。

(3) 事業報告決算書の作成

指定管理者は、会計年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告決算書を作成し、市に提出すること。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告決算書を作成し、市に提出すること。

- ① 管理運営業務の実施状況
- ② 各施設の利用状況（日別、月別及び年度合計）
- ③ 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- ④ 指定管理業務に係る収支状況
- ⑤ その他市長等が別に定める事項

1.5 状況報告、現地調査及びモニタリングの実施

(1) 市は、管理運営業務の状況等について、指定管理者に報告を求めることができる。また、必要に応じて現地調査を行うことができる。

(2) 市は、指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確認するために、毎年1回モニタリングを実施する。モニタリングの結果、指定管理者の業務が要求水準を維持していないと判断した場合、市は業務の改善等について必要な指示を行うものとする。

1.6 管理運営業務を実施するに当たっての留意事項

管理運営業務を実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意し、円滑かつ効率的に実施すること。

- (1) 体育施設が公の施設であることを常に念頭に置き、公平な運営を行うとこととし、特定の利用者に有利若しくは不利になる運営を行わないこと。
- (2) 指定管理者が体育施設の管理運営に係る規程等を作成する場合は、事前に市と協議すること。
- (3) 会計年度ごとの指定管理料の金額は、市議会における予算の議決を経て決定されることから、市と指定管理者の協議の結果に関わらず、金額が変更となる場合がある。

1.7 指定の取消し

指定管理者が行う管理運営業務の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理運営の全部若しくは一部の停止を命ずる場合がある。

- (1) 指定管理者が、市の行う報告の要求、現地調査又は必要な指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者による管理を継続することが、適当でないと市が認めるとき。

1.8 業務の引継ぎ

(1) 指定管理者は、市及び現在の指定管理者と協議し、指定期間の開始日前から業務の引継ぎを受けること。なお、市又は現在の指定管理者が受け付けた予約については、これを引

き継ぐこと。

- (2) 指定管理者は、業務の円滑な引継ぎについて市及び次期指定管理者に対して協力するとともに、業務に関する調整、必要な書類及びデータの提供を行うこと。

1 9 協議

この仕様書に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、市と指定管理者の間で協議により決定するものとする。

別表第 1

指定管理施設の概要

I 都市公園関係施設

1 総合運動公園関係

(1) 市民球場

①施設の名称	ひたちなか市総合運動公園市民球場
②所在地	ひたちなか市新光町 4 9
③敷地面積	2 5, 4 7 3 m ²
④施設概要	鉄筋コンクリート・鉄骨造（一部 P C ・盛土） グラウンド両翼線 1 0 0 m, 中堅線 1 2 2 m 収容人員（観覧席）メインスタンド 2, 9 7 2 人 内野スタンド 9, 6 4 6 人 外野スタンド 7, 5 5 5 人 最大収容可能人員 2 5, 0 0 0 人 夜間照明設備 内野 4 基, 外野 2 基 高さ 4 0 m

(2) 総合体育館

①施設の名称	ひたちなか市総合運動公園総合体育館
②所在地	ひたちなか市新光町 4 9
③建築面積	建築面積 5, 4 6 0. 7 2 m ² 延床面積 1 7, 0 6 6. 9 5 m ² 地下 1 階床面積 3, 8 5 1. 5 1 m ² 地上 1 階床面積 4, 0 6 7. 0 1 m ² 中 1 階床面積 2 7 4. 9 3 m ² 2 階床面積 4, 8 5 5. 7 0 m ² 3 階床面積 2, 8 0 4. 8 2 m ² 4 階床面積 1, 0 4 2. 4 8 m ² 塔屋階床面積 1 7 0. 5 0 m ²
④施設概要	地下 1 階・地上 4 階・塔屋 1 階・鉄筋コンクリート造・屋根鉄骨造 メインアリーナ, サブアリーナ, 武道場, 弓道場, トレーニング室, 事務室, 会議室, ミーティングルーム, 更衣室, シャワー室, エン トランスプラザ, 休憩室, ランニングコース（通路併用） 収容客数 2, 5 3 6 席 （固定席 1, 4 9 6 席, 身障者席 1 6 席, 可動席 1, 0 2 4 席）

(3) 陸上競技場

①施設の名称	ひたちなか市総合運動公園陸上競技場
②所在地	ひたちなか市新光町 4 9
③敷地面積	2 7, 9 4 7. 8 0 m ²
④施設概要	第 3 種公認陸上競技場 1 周 4 0 0 m 9 レーン（全天候型ウレタン舗装） 日本サッカー協会規格対応サッカー場及びラグビー場

(3) 多目的運動広場

①施設名称	ひたちなか市那珂湊運動公園多目的運動広場
②所在地	ひたちなか市新光町 5 5 2 - 4 0
③敷地面積	2 8, 0 0 0 m ² (実面積 2 3, 3 4 2 m ²)
④施設概要	ダスト舗装 陸上競技場 1 面 兼用種目 サッカー 2 面, ソフトボール 2 面

(4) 相撲場

①施設名称	ひたちなか市那珂湊運動公園相撲場
②所在地	ひたちなか市新光町 5 5 2 - 4 0
③敷地面積	4 8 4 m ² (実面積 1 0 0 m ²)
④施設概要	上屋 鉄骨平家建 6 0 5 m ² 相撲場 1 面 収容人員 5 0 0 人

(5) その他の施設

①施設名称	ひたちなか市那珂湊運動公園ランニングコース ひたちなか市那珂湊運動公園冒険広場 ひたちなか市那珂湊運動公園ゲートボール場
②所在地	ひたちなか市新光町 5 5 2 - 4 0
③施設概要	ジョギングコース 1 周 1, 2 5 0 m 冒険広場 2 0, 0 0 0 m ² , 各種遊具等 ゲートボール場 2 面 管理棟

3 都市公園関係

(1) 六ッ野スポーツの杜公園グラウンド

①施設名称	ひたちなか市六ッ野スポーツの杜公園グラウンド
②所在地	ひたちなか市中根 4 8 8 0 - 2
③敷地面積	4 5, 0 0 0 m ² (内球技場 2 3, 0 0 0 m ²)
④施設概要	サッカー 1 面 (ティフトン芝舗装) 兼用 少年サッカー 2 面 ソフトボール 4 面 (クレイ補装) ウォーキングコース 1, 0 0 0 m

(2) 西原公園グラウンド

①施設名称	ひたちなか市西原公園グラウンド
②所在地	ひたちなか市足崎 1 4 8 3 - 1
③敷地面積	2 2, 4 1 0 m ²
④施設概要	野球 1 面 兼用種目 ソフトボール 2 面

(3) 東石川第 4 公園グラウンド

①施設名称	ひたちなか市東石川第 4 公園グラウンド
②所在地	ひたちなか市石川町 2 5

③敷地面積	30, 120 m ² (内野球場10, 000 m ²)
④施設概要	野球場1面

II 体育館関係施設

1 松戸体育館

①施設名称	ひたちなか市松戸体育館
②所在地	ひたちなか市松戸町2-6-1
③敷地面積	6, 515 m ²
④施設概要	RC造・一部SC造3階建 延床面積 4, 155.31 m ² メイン競技場, サブ競技場, 柔道場・剣道場, 弓道場, 卓球場 (研修室), トレーニングルーム, 事務室, 研修室

2 那珂湊体育館

①施設名称	ひたちなか市那珂湊体育館
②所在地	ひたちなか市鍛冶屋窪3566
③敷地面積	11, 004.72 m ²
④施設概要	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 1, 874.07 m ² メイン競技場, 柔道場, 剣道場, 弓道場

III 那珂湊第二野球場

①施設名称	ひたちなか市那珂湊第二野球場
②所在地	ひたちなか市西十三奉行11652-2
③敷地面積	9, 777 m ²
④施設概要	野球1面

IV 武道館

①施設名称	ひたちなか市武道館
②所在地	ひたちなか市和田町3-4-6
③敷地面積	1, 047.84 m ²
④施設概要	鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨造2階建 延床面積 660 m ² 剣道場, 柔道場

V 市営プール

1 馬渡プール

①施設名称	ひたちなか市営馬渡プール
②所在地	ひたちなか市馬渡2980-5
③敷地面積	1, 528.95 m ²
④施設概要	鉄筋コンクリート造 25mプール6コース, 管理棟94 m ²

2 枝川プール

①施設名称	ひたちなか市宮枝川プール
②所在地	ひたちなか市枝川 1 5 8
③敷地面積	1, 5 5 4 m ²
④施設概要	プレストレストコンクリート製 2 5 mプール6コース, 管理棟 9 4 m ²

3 佐野プール

①施設名称	ひたちなか市宮佐野プール
②所在地	ひたちなか市高場 1 8 8
③敷地面積	2, 9 1 3 m ²
④施設概要	鉄筋コンクリート造 2 5 mプール6コース, 徒渉プール, 管理棟 1 2 4. 6 6 m ² 駐車場 (自動車 2 8 台, 自転車 3 4 台)

VI 運動ひろば

1 石川運動ひろば

①施設名称	ひたちなか市石川運動ひろば ひたちなか市石川運動ひろばテニスコート
②所在地	運動ひろば ひたちなか市石川町 1 0 テニスコート ひたちなか市石川町 2 4 - 3
③敷地面積	運動ひろば 4 6, 4 5 9. 1 2 m ² (内運動場 3 0, 2 3 1 m ²) テニスコート 7, 4 3 6. 8 9 m ² (内競技面 1, 5 4 7 m ²)
④施設概要	運動ひろば 野球 1 面, ソフトボール 1 面, サッカー 1 面, クロッケー (ゲートボール) 3 面, 管理棟, ジョギングコース 1 周 7 0 0 m, 駐車場 1 5 6 台分, 夜間照明設備 8 基 テニスコート 全天候型 2 面 (砂入り人工芝) 夜間照明設備 4 基

2 津田運動ひろば

①施設名称	ひたちなか市津田運動ひろば
②所在地	ひたちなか市 1 7 3 6 - 1
③敷地面積	2 8, 7 4 1. 6 4 m ²
④施設概要	野球 1 面, ソフトボール 1 面, テニスコート 4 面 (全天候型) クロッケーコート 6 面, 駐車場 1 2 0 台分 ウォーキングロード 一周 4 6 2 m

3 佐野運動ひろば

①施設名称	ひたちなか市佐野運動ひろば
②所在地	ひたちなか市高野 2 4 5 5 - 2
③敷地面積	2 3, 0 4 3 m ²
④施設概要	野球 1 面, ソフトボール 1 面 駐車場 8 0 台分

VII その他の施設

1 西原公園グラウンド（第2）

①施設名称	ひたちなか市西原公園グラウンド（第2）
②所在地	ひたちなか市足崎1 4 7 4－1 9
③敷地面積	1 9， 5 7 2． 5 2 m ²
④施設概要	ソフトボール1面

2 後野グラウンド

①施設名称	ひたちなか市後野グラウンド
②所在地	ひたちなか市後野1－8－3
③敷地面積	第1 1 2， 0 0 0 m ² 第2 7， 1 6 6 m ²
④施設概要	第1 ソフトボール1面 第2 ソフトボール1面， 駐車場5 0 台

3 大平クロッケーコート

①施設名称	ひたちなか市大平クロッケーコート
②所在地	ひたちなか市金上1 2 4 1
③敷地面積	4， 4 5 2 m ²
④施設概要	クロッケーコート4面， 駐車場5 台分